

「営繕工事における情報共有システム実施要領」の運用について

標記要領の運用については、当面下記によることとする。

1 システム利用者について

情報共有システムで対象とするシステム利用者の構成については、下表を基本とする。

	利用者
発注者	技佐 又は 技術総括※ ¹
	各グループ補佐※ ¹
	各検査員※ ¹
	監督員※ ²
工事監理者	管理技術者
	主任担当技術者
	担当技術者
受注者	現場代理人
	監理（主任）技術者
	専門技術者等
施設管理者	施設管理者※ ³

※¹：原則としてワークフローのルートには入らないが、閲覧できる状態とする。

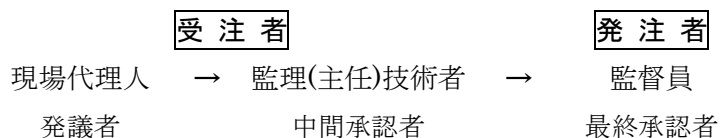
※²：必要に応じて監督員以外の者を追加することができる。

※³：要望に応じてシステム利用者を含めることができるものとする。

2 ワークフローについて

情報共有システムにおけるワークフローについては、次の各号に応じたものを基本とする。

(1) 監理業務を発注していない場合



(2) 監理業務を発注している場合

